

公用車売却説明書 NO. 3

入札に付する事項

(1)入札番号	NO. 3
(2)物品名	ホイールローダー
(3)仕様等	別紙「仕様書」による
(4)最低売却価格	250,000円（消費税及び地方消費税を除く）
(5)入札方法	条件付き一般競争入札 ※但し、苓北町に現住所がある個人及び苓北町に事業所（支店等を含む）がある法人に限る。
(6)入札保証金	免除
(7)契約保証金	免除

1 入札の参加資格

参加資格要件	① 公告の日から落札者決定日現在において、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 ② <u>入札参加申込み締切日現在において、町税等の滞納がないこと。</u> ③ 令和7年7月1日時点において、苓北町に現住所がある個人及び苓北町に事業所（支店等を含む）がある法人。
--------	---

2 売却物品の公開

(1)公開期間	令和7年8月1日（金）午前10時～正午 ※ <u>物品確認の際は、参加の意思を事前に連絡すること。</u> ※ 物品確認をしなくても入札に参加可能であるが、物品に関するすべての事項を了承したものとみなす。
(2)公開場所	天草郡苓北町志岐3091番地 苓北町堆肥センター

3 入札の参加手続

(1)入札参加申込書類	① 入札参加申込書兼受付済書（様式第1号） ② 所在地が確認できる書類 ・個人の場合：運転免許証又は健康保険証の写し ・法人の場合：登記事項証明書の写し （令和7年度苓北町競争入札参加資格登録のある場合は不要） ③ 納税証明書（発行から3ヶ月以内） 市町村発行の納税証明書又は滞納のない証明書 ※下記期限までに郵送又は持参すること。
(2)入札参加申込期限	<u>令和8年8月13日（水） 午後5時必着</u>
(3)提出先	9 その他「提出先及び問い合わせ先」参照

4 入札及び開札

(1) 入札会及び開札日時	令和7年8月20日（水）午前10時
(2) 入札会及び開札場所	天草郡苓北町志岐660番地 苓北町役場庁舎 2階 第3委員会室
(3) 当日持参いただくもの	① 入札書(様式第2号) ② 筆記用具 ③ 入札に参加する者の身分証明書 ④ 納税証明書 ⑤ 委任状（代理人が参加される場合のみ）※委任者は実印の押印が必要 ⑥ 委任者の印鑑証明書（代理人が参加される場合のみ）
(4) 落札者の決定	① 最低売却価格以上で最高の価格をもって応札した者を落札者とする。 ② 落札者となるべき同額の応札者が2者以上あるときは、入札者がくじを引き、落札者を決定する。 ③ 落札者は、 <u>令和7年8月27日（水）までに契約を締結しなければならない。</u> ④ 契約条項は、別紙「公用車売買契約書」による。 ⑤ 上記期限までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。 ⑥ 購入代金は、契約締結後に交付する納付書をもって、町が指定する期日までに、指定する金融機関に現金で全額一括納入すること。
(5) 留意事項	① 入札者は、「消費税及び地方消費税」に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、 <u>見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。（税抜き金額を入札金額とする。）</u> ② この公告に定めのない事項については、苓北町財務規則（平成20年規則第27号）及びその他関係法令の定めるところによる。

5 入札の無効

入札の無効となる事項	① 入札参加資格のない者の入札 ② 入札書の記載事項等に不備がある入札 ③ 入札金額を訂正した入札 ④ 入札に際して不正の行為があったと認められる入札 ⑤ その他一般競争入札に関する条件に違反した者の入札
------------	--

6 契約の締結

留意事項	① 落札者決定時から契約締結までに当該落札者が入札参加資格を満たさないと判明した時は、町は契約を締結しない。 ② 契約の締結及び履行に関して必要な費用は、落札者の負担とする。 ③ 落札者は、入札物件の装備外観等の状態について確認を行い、入札物件に隠れた瑕疵があることを発見しても、これを理由に契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は代金の減免を請求することができない。
------	---

7 所有権移転及び車両引渡し

(1)所有権移転	① 所有権は、購入代金を納入したときに落札者に移転するものとする。 ② 危険負担は当該車両引渡し後、落札者に移転するものとする。 ③ 苓北町は、落札者が購入代金を納入した後、当該車両に係る譲渡証明書等の所有権の移転登録に必要な書類を落札者に交付する。 ④ 落札者は、当該車両に係る所有権の移転登録を道路運送車両法第13条に基づき申請しなければならない。なお、移転登録に要する経費は、落札者負担とする。 ⑤ 落札者は、移転登録後、苓北町役場農林水産課に自動車検査証の写し又は登録事項等証明書の写しを添えて、移転登録完了報告書（様式第3号）で報告しなければならない。
(2)車両引渡し	① 当該車両の引渡しは、移転登録完了報告書の報告があった後、速やかに行うものとし、受領後は物品受領書（様式第4号）を苓北町長へ提出しなければならない。 ② 落札者は、当該車両を受領後、速やかに「苓北町」等の苓北町が指定する表示をすべて消去し、記名消去作業等完了報告書（様式第5号）に、作業前、作業後の写真を添えて苓北町長へ提出しなければならない。なお、これらに要する経費は、落札者負担とする。 ③ 該当車両の移動に係るレッカー等の費用は落札者負担とする。

8 質疑応答

(1)質疑受付時間	令和8年7月22日（月）から令和8年8月13日（水）まで （問い合わせ先へ直接又は電話による。）
(2)質疑受付場所	9 その他「提出先及び問い合わせ先」参照

9 その他

提出先及び問い合わせ先	〒863-2503 熊本県天草郡苓北町志岐660番地 苓北町役場 農林水産課 TEL 0969-35-1245 FAX 0969-35-1197 苓北町ホームページ https://reihoku-kumamoto.jp/
-------------	--